

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第2号

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正する。

第1条中「子ども・子育て支援法施行令」の右に「(以下「令」という。)」を加える。

第4条中「ほか、」の右に「この規則において別に定めることとされている事項及び」を加え、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(利用者負担額)

第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項各号(第4号を除く。)並びに附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)及びロ(1)並びに同項第3号イ(1)に規定するその他の事情を勘案して市町村が定める額並びに附則第6条第4項の規定により市長が定める額(以下「利用者負担額」という。)は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 特定教育・保育施設(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下同じ。)から特定教育・保育(同項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。)又は特別利用保育(法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。)を受ける教育認定子ども(令第4条第1項各号列記以外の部分に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。)若しくは特別利用教育(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。以下同じ。)を受ける満3歳以上保育認定子ども(令第4条第2項各号列記以外の部分に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)

別表第1に掲げる額

(2) 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育(法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育をいう。以下同じ。)を受ける満3歳以上保育認定子ども(支給認定教育・保育を受ける日の属する年度の前年度の3月31日において4歳以上である者に限る。) 別表第2に掲げる額

(3) 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受ける満3歳以上保育認定子ども(支

給認定教育・保育を受ける日の属する年度の前年度の3月31日において3歳であつて、4歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。) 別表第3に掲げる額

(4) 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受ける特定満3歳以上保育認定子ども(令第4条第3項各号列記以外の部分に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)及び満3歳未満保育認定子ども(法第29条第1項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。) 別表第4に掲げる額

(5) 特定地域型保育(法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。)を受ける満3歳未満保育認定子ども及び特定利用地域型保育(法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。以下同じ。)を受ける特定満3歳以上保育認定子ども 別表第5に掲げる額

(6) 特定利用地域型保育を受ける満3歳以上保育認定子ども(保育を受ける日の属する年度の前年度の3月31日において4歳以上である者に限る。) 別表第6に掲げる額

(7) 特定利用地域型保育を受ける満3歳以上保育認定子ども(保育を受ける日の属する年度の前年度の3月31日において3歳である者に限る。) 別表第7に掲げる額

(8) 特別利用地域型保育(法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。)を受ける教育認定子ども 別表第8に掲げる額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者負担額を零とする。

(1) 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項各号(第4号を除く。)並びに附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)及びロ(1)並びに同項第3号イ(1)に規定する政令で定める額が零である場合

(2) 前項各号に掲げる者と同一の世帯にその兄又は姉が2人以上いる場合であつて、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 前項各号に掲げる者の保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。以下同じ。)及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、教育又は保育のあつた月の属する年度(教育又は保育のあつた月が4月から8月までの間にあつては、前年度。以下「基準年度」という。)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号(同法第736条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる所得割(同法第328条の規

定により課する所得割を除く。以下同じ。) (当該所得割を計算する場合には、同法第314条の7から第314条の9まで (これらの規定を同法第736条第3項において準用する場合を含む。) 並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は、適用せず、同法第323条本文 (同法第736条第3項において準用する場合を含む。) の規定による市町村民税の減免があった場合においては、当該減免額を所得割の額から控除して得た額とする。以下同じ。) を課されていない場合

イ 前項各号に掲げる者の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者についての基準年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を合算した額 (以下「基準年度の所得割課税額」という。) が次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額以下である場合

(ア) 前項第2号から第7号までに掲げる者 168,999円

(イ) 前項第1号及び第8号に掲げる者 211,200円

(3) 前項各号に掲げる者の同一世帯に次に掲げる児童がある場合において、当該児童が2人以上の場合

ア 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親に養育されている児童

イ 次に掲げる施設に入所している児童

(ア) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設 (母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。)

(イ) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関 (同項に規定する医療型児童発達支援を受ける場合及び同法第27条第2項の規定による委託が行われている場合に限る。)

(ウ) 児童福祉法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設 (これらの項に規定する便宜の供与を受けるために入所する場合に限る。)

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる施設に類する施設として別に定めるもの

附則第2項中「第2条」を「第3条」に改める。

附則の次に次の8表を加える。

別表第1（第2条関係）

世帯等区分	基準年度の所得割課税額(年額)による区分	利用者負担額			
		3歳児		4歳以上児	
		第1子	第2子	第1子	第2子
非課税世帯及び養育里親等		円	円	円	円
均等割課税世帯		1,800	900	1,600	800
その他の世帯	1円以上 34,999円以下	4,900	2,300	4,300	2,100
	35,000円以上 41,999円以下	5,200	2,300	4,600	2,300
	42,000円以上 48,599円以下	5,400	2,300	5,000	2,300
	48,600円以上 58,099円以下	10,400	4,600	9,100	4,600
	58,100円以上 67,599円以下	12,300	5,300	10,100	5,100
	67,600円以上 77,100円以下	14,700	6,600	12,300	6,200
	77,101円以上 86,999円以下	16,600	6,600	14,000	6,600
	87,000円以上 96,999円以下	17,200	6,600	15,000	6,600
	97,000円以上 102,599円以下	17,700	6,600	15,600	6,600
	102,600円以上 110,899円以下	20,500	8,600	18,200	8,600
	110,900円以上 124,999円以下	20,500	8,600	19,600	8,600
	125,000円以上 138,599円以下	20,500	8,600	20,200	8,600
	138,600円以上 168,999円以下	20,500	10,200	20,200	10,100
	169,000円以上 174,599円以下	20,500	10,200	20,200	10,100
	174,600円以上 211,200円以下	20,500	10,200	20,200	10,100
211,201円以上	25,700	12,800	20,200	10,100	

備考1 「3歳児」とは、教育又は保育のあった日の属する年度の前年度の3月31日において年齢が3歳である児童をいい、「4歳以上児」とは、同日において年齢が4歳以上である小学校就学前子どもをいう。

2 第1子の欄は利用者が令第14条各号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子どもである場合について、第2子の欄は利用者が同条第1号に掲げる支給認定子どもである場合について、それぞれ適用する。

3 2にかかわらず、利用者と同一世帯に第2条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあっては、利用者のうち年長の順序に従って1人目の者について第2

子の欄を適用し、その他の者については利用者負担額を零とする。

- 4 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。
- 5 「養育里親等」とは、令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。
- 6 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

別表第2（第2条関係）

世帯区分	基準年度の所得割課税額（年額）による区分	利用者負担額													
		第1子							第2子						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
非課税世帯		1,900円	1,900円	2,000円	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	900円	900円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
均等割課税世帯		3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	1,600	1,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
その他の世帯	1円以上34,999円以下	4,800	5,000	5,100	5,300	5,500	5,700	5,700	2,400	2,500	2,500	2,600	2,700	2,800	2,800
	35,000円以上41,999円以下	5,200	5,400	5,500	5,700	5,900	6,100	6,200	2,600	2,700	2,700	2,800	2,900	3,000	3,000
	42,000円以上48,999円以下	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	6,700	2,800	2,900	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	49,000円以上58,999円以下	10,200	10,600	10,900	11,300	11,700	12,000	12,300	5,100	5,300	5,400	5,600	5,800	6,000	6,100
	59,000円以上67,999円以下	11,200	11,600	12,000	12,400	12,800	13,200	13,600	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	6,800
	68,000円以上77,999円以下	13,700	14,200	14,800	15,200	15,700	16,200	16,600	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800	8,100	8,300
	78,000円以上86,999円以下	15,500	16,000	16,700	17,200	17,800	18,300	18,800	7,700	8,000	8,300	8,500	8,700	8,900	8,900
	87,000円以上96,999円以下	16,700	17,300	17,900	18,500	19,100	19,700	20,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	97,000円以上102,999円以下	17,300	17,900	18,600	19,200	19,800	20,500	21,000	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	103,000円以上110,999円以下	20,200	21,000	21,800	22,500	23,200	23,900	24,600	10,100	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	111,000円以上124,999円以下	21,800	22,600	23,300	24,100	24,900	25,700	26,400	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	125,000円以上138,999円以下	22,800	23,600	24,400	25,300	26,100	26,900	27,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
139,000円以上	23,800	24,700	25,500	26,400	27,300	28,100	28,900	11,900	12,300	12,700	13,200	13,600	14,000	14,400	

備考1 第1子の欄は利用者が令第14条各号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子どもである場合について、第2子の欄は利用者が同条第1号に掲げる支給認定子どもである場合について、それぞれ適用する。

- 2 1にかかわらず，利用者と同一世帯に第2条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあっては，利用者のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し，その他の者については利用者負担額を零とする。
- 3 ア欄からキ欄までは，それぞれ次に掲げる場合について適用する。
 - (1) ア欄 保育の利用時間が8時間以下である場合
 - (2) イ欄 保育の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合
 - (3) ウ欄 保育の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合
 - (4) エ欄 保育の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合
 - (5) オ欄 保育の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合
 - (6) カ欄 保育の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合
 - (7) キ欄 保育の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合
- 4 「非課税世帯」とは，基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。
- 5 「均等割課税世帯」とは，市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

別表第3（第2条関係）

世帯区分	基準年度の所得割課税額（年額）による区分	利 用 者 負 担 額													
		第 1 子							第 2 子						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
非課税世帯		2,100	2,200	2,200	2,300	2,400	2,400	2,400	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
均等割課税世帯		3,500	3,600	3,700	3,900	4,000	4,100	4,200	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
その他の世帯	1円以上 34,999円以下	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,500	2,700	2,800	2,900	3,000	3,000	3,000	3,000
	35,000円以上 41,999円以下	5,800	6,000	6,300	6,400	6,700	6,900	7,000	2,900	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	42,000円以上 48,999円以下	6,000	6,300	6,500	6,700	7,000	7,200	7,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	49,000円以上 58,999円以下	11,600	12,000	12,400	12,800	13,200	13,600	14,000	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100
	59,000円以上 67,999円以下	13,700	14,100	14,600	15,100	15,600	16,100	16,500	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100
	67,000円以上 77,100円以下	16,300	16,900	17,400	18,100	18,700	19,200	19,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	77,101円以上 96,999円以下	18,500	19,100	19,800	20,500	21,200	21,800	22,400	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	97,000円以上 96,999円以下	19,100	19,800	20,500	21,100	21,900	22,600	23,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	97,000円以上 102,999円以下	19,500	20,300	21,000	21,700	22,400	23,100	23,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	102,600円以上 110,999円以下	24,700	25,600	26,500	27,400	28,300	29,200	30,000	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	110,900円以上 124,999円以下	27,000	28,000	28,900	29,900	30,900	31,900	32,800	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	125,000円以上 138,999円以下	28,100	29,200	30,100	31,200	32,200	33,200	34,100	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	138,600円以上 168,999円以下	29,300	30,400	31,400	32,500	33,600	34,600	35,600	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
	169,000円以上 174,999円以下	29,300	30,400	31,400	32,500	33,600	34,600	35,600	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
174,600円以上	29,300	30,400	31,400	32,500	33,600	34,600	35,600	14,600	15,200	15,700	16,200	16,800	17,300	17,800	

- 備考1 第1子の欄は利用者が令第14条各号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子どもである場合について、第2子の欄は利用者が同条第1号に掲げる支給認定子どもである場合について、それぞれ適用する。
- 2 1にかかわらず、利用者と同一世帯に第2条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあっては、利用者のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し、その他の者については利用者負担額を零とする。
- 3 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。
- (1) ア欄 保育の利用時間が8時間以下である場合
 - (2) イ欄 保育の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合
 - (3) ウ欄 保育の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合
 - (4) エ欄 保育の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合
 - (5) オ欄 保育の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合
 - (6) カ欄 保育の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合
 - (7) キ欄 保育の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合
- 4 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。
- 5 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

別表第4（第2条関係）

世帯区分	基準年度の所得割課税額（年額）による区分	利 用 者 負 担 額													
		第 1 子							第 2 子						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
非課税世帯		2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	2,900	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
均等割課税世帯		3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
他の世帯	1円以上4,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100	7,300	7,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	35,000円以上41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800	8,100	8,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	42,000円以上49,999円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300	8,500	8,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	49,600円以上59,999円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700	15,200	15,600	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100
	59,100円以上67,999円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	18,800	19,500	20,000	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100
	67,600円以上77,100円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,200	24,000	24,700	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	77,101円以上86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300	25,100	25,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	87,000円以上96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,500	26,200	27,000	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	97,000円以上102,999円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600	27,400	28,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	102,600円以上110,999円以下	29,100	30,100	31,200	32,300	33,400	34,400	35,400	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	110,900円以上124,999円以下	30,000	31,200	32,300	33,300	34,400	35,600	36,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	125,000円以上138,999円以下	30,900	32,000	33,100	34,200	35,400	36,500	37,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
139,600円以上169,999円以下	36,500	37,900	39,200	40,500	41,900	43,200	44,500	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400	
169,000円以上174,999円以下	42,200	43,700	45,200	46,800	48,300	49,800	51,300	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400	
174,600円以上211,200円以下	49,200	49,800	51,600	53,400	55,200	56,900	58,600	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400	

211,201 円 以上300, 999円以下	49,900	51,600	53,400	55,300	57,100	58,900	60,700	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
301,000 円 以上367, 999円以下	57,400	59,400	61,600	63,600	65,800	67,800	69,900	20,100	20,100	20,700	20,900	21,100	21,400	21,400
368,000 円 以上396, 999円以下	62,600	64,900	67,100	69,500	71,700	74,100	76,300	20,500	20,500	21,100	21,200	21,400	21,600	21,600
397,000 円 以上	70,400	72,900	75,500	78,100	80,700	83,200	85,700	25,800	25,800	26,500	26,600	26,800	27,100	27,100

備考1 第1子の欄は利用者が令第14条各号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子どもである場合について、第2子の欄は利用者が同条第1号に掲げる支給認定子どもである場合について、それぞれ適用する。

2 1にかかわらず、利用者と同一世帯に第2条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあっては、利用者のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し、その他の者については利用者負担額を零とする。

3 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。

- (1) ア欄 保育の利用時間が8時間以下である場合
- (2) イ欄 保育の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合
- (3) ウ欄 保育の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合
- (4) エ欄 保育の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合
- (5) オ欄 保育の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合
- (6) カ欄 保育の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合
- (7) キ欄 保育の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合

4 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。

5 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

別表第5（第2条関係）

世帯区分	基準年度の所得割課税額（年額）による区分	利用者負担額													
		第1子							第2子						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
非課税世帯		2,100	2,200	2,200	2,300	2,400	2,500	2,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
均等割課税世帯		3,600	3,700	3,800	4,000	4,100	4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
その他の世帯	1円以上4,999円以下	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	35,000円以上41,999円以下	6,000	6,200	6,400	6,700	6,900	7,100	7,300	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	42,000円以上48,599円以下	6,200	6,500	6,700	6,900	7,200	7,400	7,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	48,600円以上58,999円以下	11,600	12,000	12,500	12,900	13,400	13,800	14,200	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200	5,300	5,300
	58,100円以上67,599円以下	14,100	14,600	15,100	15,700	16,200	16,700	17,200	5,800	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,200
	67,600円以上77,100円以下	17,400	18,000	18,700	19,400	20,000	20,700	21,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	77,101円以上86,999円以下	19,000	19,700	20,500	21,200	21,900	22,600	23,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	87,000円以上96,999円以下	21,900	22,800	23,600	24,400	25,300	26,100	26,900	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	97,000円以上102,599円以下	22,900	23,800	24,700	25,500	26,400	27,300	28,100	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	102,600円以上110,999円以下	27,300	28,400	29,400	30,400	31,500	32,500	33,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
	110,900円以上124,999円以下	29,600	30,600	31,600	32,700	33,800	34,900	36,000	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
	125,000円以上138,599円以下	30,600	31,700	32,900	34,100	35,200	36,400	37,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
	138,600円以上168,999円以下	33,300	34,500	35,800	37,100	38,300	39,600	40,800	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
	169,000円以上174,599円以下	34,400	35,700	37,000	38,300	39,600	40,900	42,200	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
174,600円以上211,200円以下	36,200	37,600	38,900	40,300	41,700	43,100	44,400	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600	

211,201 円 以上300, 999円以下	37,500	38,900	40,300	41,800	43,200	44,600	46,000	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600
301,000 円 以上357, 999円以下	40,300	41,900	43,400	44,900	46,500	48,000	49,500	17,300	17,300	17,900	18,000	18,200	18,500	18,500
358,000 円 以上396, 999円以下	43,300	44,900	46,600	48,200	49,900	51,500	53,100	17,700	17,700	18,200	18,300	18,500	18,600	18,600
397,000 円 以上	48,700	50,600	52,400	54,300	56,100	58,000	59,800	22,200	22,200	22,800	22,900	23,100	23,400	23,400

備考1 第1子の欄は利用者が令第14条各号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子どもである場合について、第2子の欄は利用者が同条第1号に掲げる支給認定子どもである場合について、それぞれ適用する。

2 1にかかわらず、利用者と同一世帯に第2条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあっては、利用者のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し、その他の者については利用者負担額を零とする。

3 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。

- (1) ア欄 保育の利用時間が8時間以下である場合
- (2) イ欄 保育の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合
- (3) ウ欄 保育の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合
- (4) エ欄 保育の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合
- (5) オ欄 保育の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合
- (6) カ欄 保育の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合
- (7) キ欄 保育の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合

4 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。

5 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

別表第6（第2条関係）

世帯区分	基準年度の 所得課税 額（年額） による区分	利 用 者 負 担 額													
		第 1 子							第 2 子						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
非課税世帯		1,600円	1,600円	1,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	700円	700円	800円	800円	800円	800円	800円
均等割課税世帯		2,700円	2,800円	2,900円	3,000円	3,000円	3,100円	3,200円	1,300円	1,300円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円
その他の世帯	1円以上 34,999円以下	4,100円	4,300円	4,300円	4,500円	4,700円	4,900円	4,900円	2,000円	2,100円	2,100円	2,200円	2,300円	2,400円	2,400円
	35,000円以上 41,999円以下	4,400円	4,600円	4,700円	4,900円	5,000円	5,200円	5,300円	2,200円	2,300円	2,300円	2,400円	2,400円	2,500円	2,500円
	42,000円以上 48,599円以下	4,800円	4,900円	5,100円	5,300円	5,500円	5,600円	5,700円	2,400円	2,400円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
	49,600円以上 58,099円以下	8,700円	9,100円	9,300円	9,700円	10,000円	10,300円	10,500円	4,300円	4,500円	4,600円	4,800円	4,900円	5,100円	5,200円
	59,100円以上 67,599円以下	9,600円	9,900円	10,300円	10,600円	11,000円	11,300円	11,600円	4,800円	4,900円	5,100円	5,300円	5,500円	5,600円	5,800円
	67,600円以上 77,100円以下	11,700円	12,200円	12,700円	13,000円	13,500円	13,900円	14,200円	5,800円	6,100円	6,300円	6,500円	6,700円	6,900円	7,100円
	77,101円以上 86,999円以下	13,300円	13,700円	14,300円	14,700円	15,300円	15,700円	16,100円	6,600円	6,800円	7,100円	7,300円	7,400円	7,600円	7,600円
	87,000円以上 96,999円以下	14,300円	14,800円	15,300円	15,900円	16,400円	16,900円	17,300円	6,900円	6,900円	7,200円	7,300円	7,400円	7,600円	7,600円
	97,000円以上 102,399円以下	14,800円	15,300円	15,900円	16,500円	17,000円	17,600円	18,000円	6,900円	6,900円	7,200円	7,300円	7,400円	7,600円	7,600円
	102,600円以上 110,899円以下	17,300円	18,000円	18,700円	19,300円	19,900円	20,500円	21,100円	8,600円	8,900円	9,300円	9,500円	9,800円	9,900円	9,900円
	110,900円以上 124,999円以下	18,700円	19,400円	20,000円	20,700円	21,400円	22,100円	22,700円	8,900円	8,900円	9,300円	9,500円	9,800円	9,900円	9,900円
	125,000円以上 138,599円以下	19,600円	20,200円	20,900円	21,700円	22,400円	23,100円	23,700円	8,900円	8,900円	9,300円	9,500円	9,800円	9,900円	9,900円
138,600円以上	20,400円	21,200円	21,900円	22,700円	23,400円	24,100円	24,800円	10,200円	10,500円	10,900円	11,300円	11,600円	12,000円	12,300円	

備考1 第1子の欄は利用者が令第14条各号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子どもである場合について、第2子の欄は利用者が同条第1号に掲げる支給認定

子どもである場合について、それぞれ適用する。

- 2 1にかかわらず、利用者と同一世帯に第2条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあっては、利用者のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し、その他の者については利用者負担額を零とする。
- 3 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。
 - (1) ア欄 保育の利用時間が8時間以下である場合
 - (2) イ欄 保育の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合
 - (3) ウ欄 保育の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合
 - (4) エ欄 保育の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合
 - (5) オ欄 保育の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合
 - (6) カ欄 保育の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合
 - (7) キ欄 保育の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合
- 4 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。
- 5 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

別表第7 (第2条関係)

世帯区分	基準年度の所得割課税額(年額)による区分	利用者負担額													
		第1子						第2子							
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
非課税世帯		1,800円	1,800円	1,800円	1,900円	2,000円	2,000円	2,000円	800円	900円	900円	900円	900円	900円	900円
均等割課税世帯		3,000円	3,000円	3,100円	3,300円	3,400円	3,500円	3,600円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円
その他の世帯	1円以上34,999円以下	4,600円	4,800円	4,900円	5,100円	5,300円	5,500円	5,500円	2,300円	2,400円	2,400円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
	35,000円以上41,999円以下	4,900円	5,100円	5,400円	5,500円	5,700円	5,900円	6,000円	2,400円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
	42,000円以上48,999円以下	5,100円	5,400円	5,500円	5,700円	6,000円	6,100円	6,200円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
	49,000円以上58,999円以下	9,900円	10,300円	10,600円	11,000円	11,300円	11,600円	12,000円	4,900円	4,900円	4,900円	5,000円	5,100円	5,200円	5,200円
	59,000円以上67,999円以下	11,700円	12,100円	12,500円	12,900円	13,400円	13,800円	14,100円	5,700円	5,700円	5,800円	5,900円	6,000円	6,100円	6,100円
	68,000円以上77,999円以下	14,000円	14,500円	14,900円	15,500円	16,000円	16,500円	17,000円	6,900円	6,900円	7,200円	7,300円	7,400円	7,600円	7,600円
	78,000円以上86,999円以下	15,900円	16,400円	17,000円	17,600円	18,200円	18,700円	19,200円	6,900円	6,900円	7,200円	7,300円	7,400円	7,600円	7,600円
	87,000円以上96,999円以下	16,400円	17,000円	17,600円	18,100円	18,800円	19,400円	19,900円	6,900円	6,900円	7,200円	7,300円	7,400円	7,600円	7,600円
	97,000円以上102,999円以下	16,700円	17,400円	18,000円	18,600円	19,200円	19,800円	20,400円	6,900円	6,900円	7,200円	7,300円	7,400円	7,600円	7,600円
	103,000円以上110,999円以下	21,200円	22,000円	22,700円	23,500円	24,300円	25,100円	25,800円	8,900円	8,900円	9,300円	9,500円	9,800円	9,900円	9,900円
	111,000円以上124,999円以下	23,200円	24,000円	24,800円	25,700円	26,500円	27,400円	28,200円	8,900円	8,900円	9,300円	9,500円	9,800円	9,900円	9,900円
	125,000円以上138,999円以下	24,100円	25,100円	25,900円	26,800円	27,600円	28,500円	29,300円	8,900円	8,900円	9,300円	9,500円	9,800円	9,900円	9,900円
	139,000円以上168,999円以下	25,100円	26,100円	27,000円	27,900円	28,800円	29,700円	30,600円	11,400円	11,400円	11,900円	12,000円	12,200円	12,300円	12,300円
169,000円以上174,999円以下	25,100円	26,100円	27,000円	27,900円	28,800円	29,700円	30,600円	11,400円	11,400円	11,900円	12,000円	12,200円	12,300円	12,300円	

174,600円 以上	25,100	26,100	27,000	27,900	28,800	29,700	30,600	31,500	32,400	33,300	34,200	35,100	36,000	36,900	37,800
----------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

備考1 第1子の欄は利用者が令第14条各号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子どもである場合について、第2子の欄は利用者が同条第1号に掲げる支給認定子どもである場合について、それぞれ適用する。

2 1にかかわらず、利用者と同一世帯に第2条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあっては、利用者のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し、その他の者については利用者負担額を零とする。

3 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。

- (1) ア欄 保育の利用時間が8時間以下である場合
- (2) イ欄 保育の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合
- (3) ウ欄 保育の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合
- (4) エ欄 保育の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合
- (5) オ欄 保育の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合
- (6) カ欄 保育の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合
- (7) キ欄 保育の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合

4 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。

5 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

別表第8（第2条関係）

世帯等区分	基準年度の所得割課税額 (年額)による区分	利用者負担額			
		3歳児		4歳以上児	
		第1子	第2子	第1子	第2子
非課税世帯 及び養育里親等		円 1,500	円 700	円 1,300	円 600
均等割課税世帯		2,500	1,100	2,400	1,100
その他の世帯	1円以上 34,999円以下	4,200	1,900	3,600	1,800
	35,000円以上 41,999円以下	4,400	1,900	3,900	1,900
	42,000円以上 48,599円以下	4,600	1,900	4,300	1,900
	48,600円以上 58,099円以下	8,900	3,900	7,800	3,900
	58,100円以上 67,599円以下	10,500	4,500	8,600	4,300
	67,600円以上 77,100円以下	12,600	5,600	10,500	5,300
	77,101円以上 86,999円以下	14,200	5,600	12,000	5,600
	87,000円以上 96,999円以下	14,700	5,600	12,900	5,600
	97,000円以上 102,599円以下	15,200	5,600	13,400	5,600
	102,600円以上 110,899円以下	17,600	7,300	15,600	7,300
	110,900円以上 124,999円以下	17,600	7,300	16,800	7,300
	125,000円以上 138,599円以下	17,600	7,300	17,300	7,300
	138,600円以上 168,999円以下	17,600	8,700	17,300	8,600
	169,000円以上 174,599円以下	17,600	8,700	17,300	8,600
	174,600円以上 211,200円以下	17,600	8,700	17,300	8,600
211,201円以上	22,100	11,000	17,300	8,600	

備考1 「3歳児」とは、教育又は保育のあった日の属する年度の前年度の3月31日において年齢が3歳である児童をいい、「4歳以上児」とは、同日において年齢が4歳以上である小学校就学前子どもをいう。

2 第1子の欄は利用者が令第14条各号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子どもである場合について、第2子の欄は利用者が同条第1号に掲げる支給認定子どもである場合について、それぞれ適用する。

3 2にかかわらず、利用者と同一世帯に第2条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあっては、利用者のうち年長の順序に従って1人目の者について第2

子の欄を適用し、その他の者については保育費用を徴収しない。

4 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。

5 「養育里親等」とは、令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。

6 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)